

# ミツヒロニュース



新年おめでとうございます。

2019年は「己亥」の年です。この年は「夢に向かって変化する年」「努力が実る年」「真面目な人が成功する年」と言われています。また、ラッキーカラーは、白・赤・ゴールドだそうです。

ぜひ、この色も意識して、変化を楽しみながら過ごして頂ければと思います。今年消費税の改正があります。毎年変わる税制を的確かつスピーディーに提供していきます。本年もよろしくお願い致します。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇税制改正大綱、発表！
- ◇「個人の確定申告はここまでIT化」
- ◇宝くじで10億円  
当選でも非課税
- ◇確定申告にあたり
- ◇新春のご挨拶



謹んで新春のお慶びを申し上げます 平成31年 元社

## 税制改正大綱、発表！ 景気策優先

自民、公明両党は12月14日、2019年度与党税制改正大綱を発表しました。

2019年10月の消費税率10%への引上げに備え、景気の刺激策が優先されます。自動車税を恒久的に年最大4,500円引き下げ、住宅ローン減税の期間は3年延長して13年となります。2つの改正効果が全て表れた場合の国・地方の減収は計1,670億円。また地方法人2税の税収格差の是正に向け、東京都から地方への再配分額は約4,200億円上積みとなります。

### 【2019年度税制改正大綱のポイント】

暮らし	消費税率を10月に8%から10%へ引き上げ	住宅ローン減税を受けられる期間を現在の10年間から3年延長し13年間にする。11年目以降は建物購入価格の最大2%を3年間で控除
	シングルマザーら未婚のひとり親に住民税軽減措置	
	相続した空き家を売却した場合に所得税などを軽くする措置を延長	
企業	多国籍企業や仮想通貨取引への税逃れ対策強化	自家発電など防災関連の設備を導入する中小企業の税負担軽減
	地方の中小企業に対する設備投資減税を2年延長	
	個人事業主が後継者に経営を引き継ぎやすくするため10年間の特例創設。相続税などの納付を猶予	外国人旅行者向けの消費税免税制度を拡充
地域	ふるさと納税は返礼品を寄附額30%以下の地場産品に規制	地方法人2税（事業税、住民税）の税収格差是正。東京都から地方への再配分を約4,200億円上積み
自動車関連税	増税後に購入して登録した車を対象に保有者が毎年支払う自動車税を最大4,500円引き下げ	車の購入時に支払う燃費課税を1年限定で1%引き下げ エコカー減税・グリーン化特例の対象車種を絞り込み
企業間研究	大企業同士の委託研究の費用の一部を法人税額から控除できる仕組みを新設	

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

# 個人の確定申告はここまでIT化

～スマホとQRコードの活用でますます便利に?!～

電子政府を目指した国の方針に基づき、税の分野でも電子申告を推進する取組が盛んです。例えば所得税（復興特別所得税を含む。

以下同じ）の確定申告に関して、平成 31（2019）年 1 月からさまざまな措置が図られます。具体的にどのような点が変わるのか、平成 30（2018）年分の所得税の確定申告を迎えるこの時期に、確認しておきましょう。

## ■ ID・パスワードで送信可能に

1 月から申告書等を電子申告（以下、e-Tax）により提出する場合、次の 2 つのいずれかの方式によることも可能とされます。

### ○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードと IC カードリーダーを用いて送信する方法。（ログインや送信の際には、マイナンバーカードのパスワードが必要。）

### ○ID・パスワード方式

予め税務署で職員による本人確認を行い、「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を受け、ここに記載された ID・パスワードを用いて送信する方法。（暫定的な措置。）

## ■ スマホで確定申告が可能に

1 月から可能となった手続きとして、スマートフォンやタブレット端末（以下、スマホ）による所得税の確定申告があります。ただし、すべての申告手続きが行えるわけではなく、年末調整済みのサラリーマンが行う還付申告（医療費控除、寄附金控除）に限られています。

このスマホで作成する確定申告書は、前述の ID とパスワードを用いることで e-Tax により提出する他、作成のみスマホで行い、別途プリントアウトをし、所轄の税務署へ書面提出することも可能です。なお、申告書の控えは PDF 形式でスマホに保存できます。

## ■ 予定納税の確認に電子証明書が必要

e-Tax のメッセージボックスを閲覧する場合、例外を除き、1 月からはマイナンバーカード等の電子証明書が必要となります。この場合の例外とは、①所得税徴収高計算書の提出、②納付情報登録依頼、納税証明書の交付請求（税務署窓口での交付分）の 3 手続きを行います。

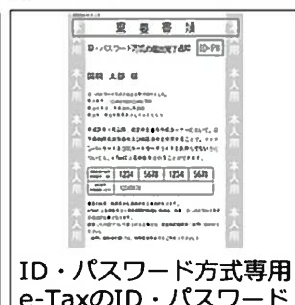
そのため、メッセージボックスに格納される予定納税額等のお知らせを閲覧する際にも、電子証明書が必要です。これは税理士が代理送信する場合も同様のため、税理士が自らの電子証明書を用いて委託者の予定納税額等が確認できるよう、委託者から税理士へ当該お知らせを転送設定できる機能が 1 月に設けられます。

### 【準備物】

#### ○マイナンバー方式



#### ○ID・パスワード方式



国税庁HP「e-Tax利用の簡便化の概要について」  
<http://www.e-tax.nta.go.jp/chujiko/chosakuken.htm> より一部筆者加工



## ■新たにオンライン送信が可能な書類

確定申告書を提出する際に、一定の書類の添付が必要となるときの、その添付方法として、例えば e-Tax では次の方法があります。

- 現物を別送
- 現物の自宅保管を条件に一定の記載内容を入力して送信（第三者作成書類）
- PDF形式による送信

その一方で、第三者作成書類として添付省略が認められている給与所得の源泉徴収票は、電子化されたものをオンライン送信することが可能となっています。

このようなオンライン送信をすることができる書類は、給与所得等の源泉徴収票の他にもいくつかありますが、次の書類についてもオンライン送信する

ことが可能となりました。これは1月以降提出する平成30（2018）年分の確定申告から、となっています。

- 生命保険料控除証明書
- 地震保険料控除証明書
- 寄附金の受領証

なお、オンライン送信するためには、交付先に申出て、一定の電子データ（電子的控除証明書等）で受け取る必要があります。また、交付を受けた電子的控除証明書等を「QRコード付控除証明書等」へ自ら変換し、印刷して提出することも可能です。現物の証明書を紛失した場合の再発行の際に、この電子的控除証明書等を用いると、手元に届くまでの時間が現物の再発行より短縮できます。

## 《確定申告の手続きにおける各証明書等の提出可否》

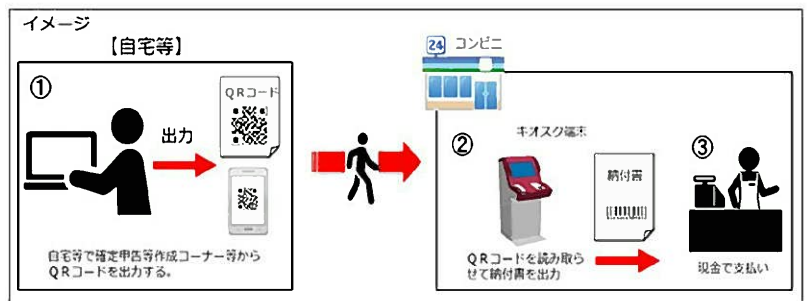
証明書等種類	書面提出	e-Tax
書面交付控除証明書等（従来からの現物の証明書）	○	○（第三者作成書類により省略可）
電子的控除証明書等（一定の電子データ）	×	○
QRコード付控除証明書等（電子的控除証明書等を変換して書面印刷）	○	○（第三者作成書類により省略可）

国税庁HP「控除証明書等の電子的交付について <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo.htm> より 一部加工

## ■QRコードを作成してコンビニ納付ができます

30万円以下の納税については、コンビニエンスストアでの支払いが可能です。ただしこの場合は、「バーコード付きの納付書」が必要です。この「バーコード付きの納付書」は、税務署から交付されていますが、平成31（2019）年1月4日以降は、自らQRコード（PDFファイル）を

作成した上で、コンビニエンスストアで「バーコード付きの納付書」を出力し、納付することができるようになります。この場合、一定の端末を備えたコンビニエンスストアでないと、QRコードを読み取らせて出力することができません。具体的には、「Loppi」や[Famiポート]などの、いわゆるキオスク端末が設置されているコンビニエンスストア（ローソン、ミニストップ、ファミリーマートなど）を利用することとなります。







# 宝くじで10億円当選でも非課税

宝くじには、ジャンボ宝くじ等の普通くじや、スクラッチ、ロト等さまざまな種類があります。

「年末ジャンボ宝くじ」の当選金は、2015年以降、1等と前後合わせて10億円と高額です。しかしいくら高額でも、宝くじの当選金には所得税を課税されません。宝くじの販売ルールを定めた当せん金付証票法の13条がその根拠条文で、「当選金品には、所得税を課さない」と明記されているためです。

ただし、複数の人と共同購入した宝くじの当選金には注意が必要で、所得税は課税されないものの、受け取り方次第では贈与税が課税されるおそれがあります。代表者1人だけで当選金を受け取りに行き、その後共同購入者に分配すると、「代表者からほかの購入者に贈与があった」とみなされてしまう可能性があります。贈与税の課税を避けるには、共同購入者全員で銀行に行き、受取人名義を記す書面に全員の名前を書くなど、一人ひとりが個別に受け取ったという形を取る必要があります。

ちなみに宝くじの売上のうち、当選金として当選者に支払われる金額の割合は5割に満たないそうです。1枚当たり額面300円のジャンボ宝くじであれば、期待当選金額は140～150円程度ということ。残りの150～160円は、印刷経費や手数料、広報費、そして発売元である自治体への分配に充てられています。自治体に渡る金額は売上の4割程度。これはすなわち、当選金を受け取る段階では所得税を課税されないものの、ジャンボ宝くじを購入する段階で1枚当たり120円程度を自治体に納税、しているとも言えます。

## 関与先 各位

## 確定申告にあたり

確定申告が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類ならびに事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等をご準備ください。詳細は改めてご案内しますので、ご協力をお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本） ● 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡ください。

※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。



参考文献： ■日本経済新聞 ■中国新聞 ■MyKomon ■ゆりかご倶楽部



## 新春のご挨拶

弊社スタッフを代表して、副所長 中山昌実 ならびに取締役 中野一弘 より新春のご挨拶を申し上げます。



明けましておめでとうございます。

今年は、10月から始まる消費税10%・軽減税率への対応一色になりそうです。昨年末に発表された平成31年度税制改正大綱では、消費税Up対応税制が目立ち、その他は小粒なものとなりました。軽減税率に関しては、まだわからないことばかり。今年もミツヒロニュースを通じて情報発信いたします。本年もよろしくお願いいたします。

副所長 中山 昌実

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

旧年中のご厚情に深く感謝申し上げます。昨年は身近な場所で大きな災害が発生し、未だ避難生活を強いられている皆様もいらっしゃると思います。一日も早く日常を取り戻せますよう、また迎えた2019年が平穏な一年であることを祈念致します。本年も弊社並びにスタッフ一同をご愛顧頂きますようお願い申し上げます。

取締役 中野 一弘



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中!

